



阪和興業株式会社

〒104-8429 東京都中央区築地一丁目13番1号

2025年12月11日

国際環境 NGO FoE Japan

インドネシア環境フォーラム (WALHI) / FoE インドネシア

WALHI ゴロンタロ

Forest Watch Indonesia

Trend Asia

阪和興業株式会社

「インドネシアの木質ペレットに関する質問書」への回答

当社のバイオマス事業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の枠組みのもと、同制度の目的および期待効果に照らし、世界的なクリーンエネルギー移行と低炭素社会の実現に向けた取り組みの一環として運営しています。当社は、環境・林業関連法規を遵守し、必要な政府許認可を取得したうえで、透明性を重視した事業運営を行っています。

この度は、2025年11月6日付の質問状に対し、本書面をもって回答申し上げます。

記

■ 持続可能なバイオマス生産への取り組み

持続可能なバイオマスエネルギー生産は、当社のバイオマス事業の中核をなすものです。当社は PT Biomasa Jaya Abadi (以下 PT BJA) から木質ペレットを調達しており、同社は PT BTL および PT IGL が持続可能に調達した木材を原料として加工しています。PT BTL および PT IGL はガマル (Gamal) を栽培し、4-5年周期で収穫されます。森林栽培活動はすべてインドネシアの法令に従って実施されています。

インドネシア環境林業省の土地履歴情報によれば、PT BTL と PT IGL のコンセッションエリアは1990年代から2000年代にかけて伐採の痕跡が認められる二次林地域であることが確認されています。

主に栽培されているガマルは、インドネシア環境林業省によるエネルギー作物、ならびに農業省によるプランテーション作物として位置づけられています。ガマルは多年生植物で、1回の植栽で4~5回の収穫が可能であり、約4年のサイクルで更新されます。また、成長が早く根が強いため、新エネルギー資源としての価値に加え、保全や土壌浸食防止にも有用とされています。

PT BTL および PT IGL は、毎年林業省の承認を受けて事業用地を利用しており、年次作業計画（RKT）の承認手続きでは、持続可能なプランテーション運営が確認されています。

■ 環境および社会への配慮と法令遵守

当社のバイオマス事業は、当社の環境方針・人権方針などに沿って運営されています。このポリシーには、環境関連法規の遵守、資源・エネルギーの有効活用等が含まれています。

当社は、PT BJA、PT BTL、および PT IGL がすべての法令に適切に準拠していることを確認しています。PT BTL および PT IGL は、2013 年および 2014 年に国土庁（BPN）ゴロンタロ州地方事務所から事業用地権／栽培権（HGU）を取得しました。また 2020 年には、環境林業省より木材林産物利用のための「私有林（Hutan Hak）」指定を受けています。

PT BTL および PT IGL の事業は、環境林業省が認定した独立監査機関による審査を受けており、両社は森林製品合法性検証（VLHH）証明書を取得しています。

当社は、インドネシアの環境影響評価制度（AMDAL）の要件に従って評価が行われたコンセッションエリアからのみ、木質ペレットを調達しています。

■ 環境影響評価（EIA）プロセス

PT BTL および PT IGL が実施した環境影響評価（EIA）は、以下の 6 つのステップに沿って行われています。

1. スクリーニングおよびスコーピング
 - ・プロジェクト規模および潜在的影響に基づく EIA 必要性の判断
 - ・詳細評価が必要な環境項目の特定
2. 基礎データ収集
 - ・大気、水質、土壌、生物多様性など現況環境の把握
 - ・周辺地域コミュニティの社会経済・文化的調査
3. 影響の識別と評価
 - ・正負両面の環境影響の予測
 - ・影響の重要度および発生可能性の評価
4. 緩和および管理計画
 - ・負の影響を最小化する戦略の策定
 - ・汚染防止、土地回復、生物多様性保全策の整備
5. 環境モニタリングおよび遵守
 - ・環境パフォーマンスのモニタリング体制構築
 - ・法令遵守および持続可能な運用の継続確保

6. パブリックコンサルテーションおよび承認
- ・地域住民を含むステークホルダーとの対話・意見収集
 - ・当局による審査および承認のための報告書提出

保全エリアを含む環境モニタリングは、6 か月ごとに継続的に実施されています。

■ 生物多様性の保護に向けた取り組み

PT BTL と PT IGL による環境影響評価 (EIA) では、生物多様性への影響は適切な緩和策により管理可能であるとされ、当該措置を適切に実施しております。主な取組は以下のとおりです。

a) 保護地域および野生動物回廊の設置

- 高保全価値 (HCV) 地域の創設：プロジェクト区域内の特定のゾーンを保護地域として指定し、固有種および絶滅危惧種を保全します。
- 野生動物回廊：生息地の断片化リスクを軽減するため、生息地のパッチ間を野生動物が移動できるように回廊を設置します。
- 緩衝地帯：河川沿いや急斜面に緩衝地帯を維持し、生息地の破壊を防止します。

b) 絶滅危惧種の保護とモニタリング

- 種の保護：コンセッション区域内の選定された種に対するプロジェクトの影響を最小限に抑えるため、保全活動を実施します。
- モニタリングプログラム：定期的な生物多様性評価により、野生動物の個体数を追跡し、著しい減少を検出します。

c) 森林再生と生息地の回復

- 在来樹種の植栽：万が一、土地造成によって高保全地域に影響を及ぼしてしまった場合は、高保全価値地域には、在来種を再植栽し、生態機能を回復させます。
- 土壌および水の保全：段々畑や植生回復などの浸食防止策により、土地の劣化を防ぎます。環境モニタリングおよび保全区域の監視は、半年ごとに継続的に実施しています。

■ HCV 評価に関する地域社会との関わりについて

PT BTL および PT IGL では、「自由意思、事前通知、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」の原則を優先し、コンセッションの下流に位置する地域を含む複数の村を対象に、ステークホルダー・マッピング、参加型マッピング、フォーカスグループディスカッション、さらに関連する主要ステークホルダーへの詳細なインタビュー等を実施しています。これらのプロセスを通じて、コミュニティから直接情報を収集し、地域社会の意見を適切に反映していると理解しています。

今回の回答が現状理解の一助となれば幸いです。当社は貴団体のご意見を尊重しつつ、今後も持続可能なバイオマスエネルギー生産に取り組み、地域社会の支援および経済発展への貢献を目指し、合法的かつ社会的責任を伴った事業運営を継続してまいります。

以上